『正社員実現加速プロジェクト』の推進　～　2015年度の取組　～

2015年度	【ハローワーク（HW）の正社員求人数】425万人 【HWによる正社員就職者数】90万人 【HWの紹介により正社員化したフリーター等の数】32万人
2020年	【フリーター数】124万人（ピーク時：217万人（2003年）） 大臣の指示を踏まえ、2015年度の取組を強力に推し進めていくため、以下に掲げる施策について、本省・労働局・ハローワークが一体となって取り組む。

『正社員実現キャンペーン』を強力に推進

●経営者団体等に対し、正社員の採用等を働きかける啓発運動を強力に推進（6～8月に集中キャンペーン）

ハローワークによる正社員就職の実現

●正社員求人の拡大に取り組み、正社員就職の実現を加速

●フリーター女性、年長フリーターに対するキャリア・コンサルティング等の実施

正社員実現に取り組む事業主への支援

●『キャリアアップ助成金』の拡充（※）による派遣労働者の正社員転換、『多様な正社員』の導入支援、人材育成の促進

（※）「勤務地限定正社員制度」・「職務限定正社員制度」を導入・適用した場合等の助成を創設　1事業所当たり40万円（1人当たり30万円）

●『トライアル雇用奨励金』によるフリーター・ニート等の正社員就職の実現

●就業経験等に応じた公共職業訓練、成長分野で求められる人材育成の推進

派遣労働者の直接雇用・正社員化促進

●『キャリアアップ助成金』の助成額拡充（1人当たり80万円支給）による派遣先における派遣労働者の正社員雇用の促進

●第189回通常国会に提出した「労働者派遣法改正案」の早期成立・円滑な施行を目指すことにより、派遣労働者のキャリアアップを促進

●派遣先に直接雇用される際のルールを派遣契約に定めるよう措置・周知啓発

未来を創る若者のための総合的・体系的な法的整備

●第189回通常国会に提出した「若者雇用促進法案」の早期成立・円滑な施行を目指す。

「日本再興戦略」改訂 2015（平成 27 年６月 30 日閣議決定）（抄）

第二　３つのアクションプラン

２．雇用制度改革・人材力の強化

２－２．女性の活躍推進/外国人材の活用

（３）新たに講ずべき具体的施策

ｉ）女性の活躍推進

⑪　企業における正社員転換・雇用管理改善の強化

雇用の質を高め、女性の活躍促進を更に進めるため、キャリアアップ助成金の拡充等による正社員転換や雇用管理改善に向けた取組などを行う「正社員転換・雇用管理改善プロジェクト（仮称）」を年度内に策定し、非正規雇用労働者の正社員転換等を加速させる。

【別添２　記入様式】

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	３．女性の活躍のための環境整備
中項目	（３）キャリアの断絶を防ぐための継続就業支援、非正規雇用への対応
小項目	② 非正規雇用労働者の正社員との均等・均衡待遇、非正規雇用労働者から正社員への転換、非正規雇用労働者に対する育児・介護休業制度の周知徹底及び利用環境の改善を含め、非正規雇用労働者に対する総合的な支援を強力に推進する。
該当施策名 （事業名）	短時間労働者均衡待遇啓発事業
該当施策の背景・目的	パートタイム労働者は雇用労働者全体の約３割を占め、基幹的な働き方をする者も増加しており、我が国の経済に果たす役割の重要性も増大している。パートタイム労働は、育児・介護等様々な事情により就業時間に制約のある者が従事しやすい働き方であり、ワーク・ライフ・バランスを実現しやすい働き方として位置付けることができる一方で、現状においては、待遇が働きや貢献に見合っていない場合もあり、均等・均衡待遇の一層の確保等が必要である。
該当施策の政策手段の分類	Ａ 法令・制度改正 Ｂ 税制改正要望 Ｃ 予算 27 年度予算：　752,846 千円 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針：　新規　拡充　継続 ※該当するものに○をしてください。 Ｄ 機構定員要求 Ｅ その他（具体的に：　　）
該当施策概要	（主な施策） ・パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等を推進するため、改正パートタイム労働法の周知・指導等により改正法の着実な履行確保を図る。また、パートタイム労働者の活躍推進への取組を積極的に進める企業を表彰し、その取組を広く発信するとともに、教育訓練、正社員転換制度の整備、短時間正社員制度の導入に取り組む事業主を支援する。 ・正社員とパートタイム労働者の均衡のとれた賃金決定を促進するため、職務分析・職務評価の導入支援・普及促進を行う
問い合わせ先 部局課	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局　短時間・在宅労働課

【別添２　記入様式】

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	３．女性活躍のための環境整備
中項目	（３）キャリアの断絶を防ぐための継続就業支援、非正規雇用への対応
小項目	②～非正規雇用労働者に対する育児･介護休業制度の周知徹底及び利用環境の改善を～
該当施策名 （事業名）	育児・介護休業法対策推進
該当施策の背景・目的	育児･介護休業法の円滑な施行を図り、育児や介護を理由とした離職を防止して継続就業できる職場環境を整備する。
該当施策の政策手段の分類	Ａ 法令・制度改正 Ｂ 税制改正要望 Ⓒ 予算 27 年度予算：425,670 千円 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針：　新規　　拡充　　(継続) ※該当するものに〇をしてください。 Ｄ 機構定員要求 Ｅ その他（具体的に：　　）
該当施策概要	育児･介護休業法が遵守されるよう、事業主及び労働者に対し、法の周知・徹底を図るほか、事業主に対する指導、労働者と事業主との間の紛争を迅速に解決するための調停等を行う。 また、企業において、育児・介護休業法に基づく両立支援制度が利用しやすい職場環境が整備されるよう支援を行う。
問い合わせ先 部局課	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課

【別添２ 記入様式】

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	３．女性活躍のための環境整備
中項目	（３）キャリアの断絶を防ぐための継続就業支援、非正規雇用への対応
小項目	③特に中小企業における女性の活躍推進を図るため、育児を行う労働者が安心して育児休業を取得し職場に復帰できるよう、育児休業中の代替要員を確保しやすくするための取組を強化する。（再掲）
該当施策名 （事業名）	中小企業両立支援助成金　代替要員確保コース
該当施策の背景・目的	育児を行う労働者が安心して育児休業を取得しやすく、職場に復帰しやすい環境の整備を図ることを目的とする。
該当施策の政策手段の分類	Ａ 法令・制度改正 Ｂ 税制改正要望 Ⓒ 予算 27 年度予算：　309,400 千円 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針：　新規　(拡充)　継続 ※該当するものに○をしてください。 Ｄ 機構定員要求 Ｅ その他（具体的に：　　）
該当施策概要	育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給する。 来年度においては、重点の趣旨を踏まえて拡充に向け検討している。
問い合わせ先 部局課	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課

【別添２ 記入様式】

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	３．女性活躍のための環境整備
中項目	（３）キャリアの断絶を防ぐための継続就業支援、非正規雇用への対応
小項目	③特に中小企業における女性の活躍推進を図るため、育児を行う労働者が安心して育児休業を取得し職場に復帰できるよう、育児休業中の代替要員を確保しやすくするための取組を強化する。（再掲） 同時に、中小企業と主婦等を含む女性人材とのコーディネートに向けた取組の推進や、中小企業側の女性人材受け入れのための体制整備に対する支援を進める。
該当施策名 （事業名）	地域中小企業人材バンク事業（地域中小企業・小規模事業者人材対策事業）
該当施策の背景・目的	経営資源が不足している中小企業・小規模事業者にとって、人材確保は極めて厳しい状況。特に、大企業を中心に雇用が拡大し、少子高齢化や大都市への人口流出が進む中で、地域の中小企業・小規模事業者が、地域内外の女性、若者、シニアといった多様な人材を確保していくことは、地域全体の重要な課題となっている。
該当施策の政策手段の分類	Ａ 法令・制度改正 Ｂ 税制改正要望 [C] 予算 27 年度予算（26 年度補正予算）：6,008,110 千円の内数 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針： 新規 拡充 [継続] ※該当するものに○をしてください。 Ｄ 機構定員要求 Ｅ その他（具体的に：　　）
該当施策概要	地域人材コーディネート機関を全国４７箇所に設置し、地域の中小企業・小規模事業者のニーズを把握して、地域内外の女性・若者・シニア等の多様な人材から地域事業者が即戦力として必要とする人材を発掘し、地域事業者への紹介・定着までを一貫支援する。
問い合わせ先 部局課	経済産業省 中小企業庁経営支援部経営支援課

中小企業・小規模事業者人材対策事業

経済産業政策局　産業人材政策室　03-3501-2259
製造産業局　参事官室　03-3501-1689
中小企業庁　経営支援課　03-3501-1763

平成26年度補正予算額　60.1億円

事業の内容

事業目的・概要

- 経営資源の乏しい中小企業・小規模事業者にとって人材確保は極めて難しい課題です。特に、大企業を中心に雇用が拡大する中で、少子高齢化や大都市への人口流出が進む地域の中小企業・小規模事業者では、人材確保はますます厳しくなっています。
- このため、本事業では、地域の事業者のニーズを把握した上で、大企業、地域の金融機関等と連携して、中小企業・小規模事業者が必要とする人材を地域内外から発掘し、紹介・定着まで一貫した支援を実施します。
- また、地域の中小企業・小規模事業者が集まり、単独では実施できない人材育成を共同で進めることを支援します。
- さらに、ものづくりの現場等で技術・技能を支える人材を確保するため、中核となる人材を育成するための研修等の費用を補助します。

成果目標

１．本事業への若者・女性・シニア等の多様な人材１０万人程度の参加により、地域事業者の人材不足状況の可能な限りの低減、及び、将来的な各地域における取組の自立化を目指します。

２．６０人程度の参加を得て、人材育成のモデル創出を目指します。

３．ものづくり事業者100社以上において中核人材の技能向上を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

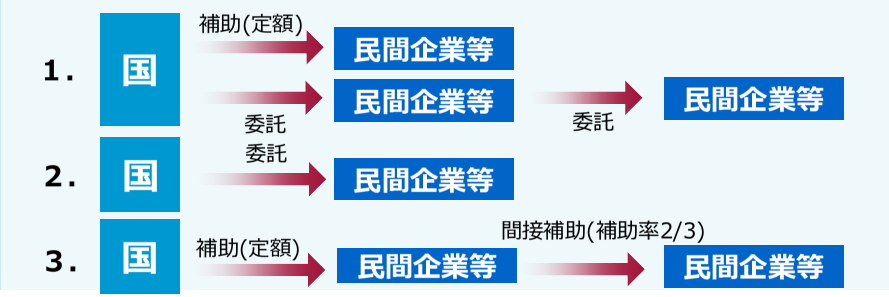

事業イメージ

1．地域中小企業・小規模事業者人材確保等支援

<委託、補助・定額>

※補助上限額は検討中

地域の中小企業・小規模事業者のニーズを把握して、地域内外の若者・女性・シニア等の多様な人材から地域事業者が即戦力として必要とする人材を発掘し、地域事業者への紹介・定着までを一貫支援します。また、人材を発掘し、地域事業者とのマッチングを行う民間企業等の能力向上を図ります。

2．地域企業人材共同育成

<委託>

地域人材育成コーディネーターを中心に「地域人材育成コンソーシアム」を組成し、複数の中小企業・小規模事業者間での出向や共同研修等の実証を行うことで、地域の企業における人材育成を促進します。

3．ものづくり中核人材育成

<補助・定額又は補助率2/3>

※補助上限額　５０万円/社

ものづくり中小企業・小規模事業者の現場で働く人材に対して講習等を行うことにより、ものづくり中小企業・小規模事業者の中核を担う人材の育成を支援します。

【別添２　記入様式】

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	３.女性活躍のための環境整備
中項目	（４）地域社会における女性の活躍推進
小項目	①　女性が起業を通じてその個性と能力を発揮できるよう、地域における金融機関、創業・産業支援機関、地元企業、起業経験者等の様々な関係者が連携し、女性の起業を支援する体制を整備する。
該当施策名 （事業名）	女性起業家等支援ネットワーク（仮称）
該当施策の背景・目的	女性起業家は、起業時の課題として、「経営に関する知識・ノウハウ不足」、「事業に必要な専門知識・ノウハウ不足」を挙げる割合が高く、望む支援策として、「同じような立場（経営者）の人との交流の場」「先輩起業家や専門家による助言や指導窓口」を期待する割合が高いといった傾向がある。また、ライフスタイル（出産、育児等）に合わせた支援など、男性起業家とは異なる対応が必要である。 このような要望に対応し、女性が起業に興味を持ち、実現に至るまでのサポート体制の構築を目指す。
該当施策の政策手段の分類	Ａ　法令・制度改正 Ｂ　税制改正要望 Ｃ　予算 27 年度予算：　　千円 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針：　新規　　拡充　　継続 ※該当するものに〇をしてください。 Ｄ　機構定員要求 Ｅ　その他（具体的に：　　）
該当施策概要	女性の起業支援のため、多様な支援者・機関（※）が相互に連携し、ワンストップで支援するネットワークを構築。 ※地方自治体、金融機関、投資機関、産業・創業支援機関、創業経験者、地域中核企業、経済産業局等を想定。 各機関では、女性向け相談窓口を設置し、女性起業家（予備軍を含む）を相互に紹介しあうなど連携して支援。 各種支援制度（無担保・無保証融資制度、創業スクール、創業・第二創業促進補助金等）のより一層の活用にも寄与。
問い合わせ先 部局課	経済産業省 経済産業政策局経済社会政策室

女性起業家等支援ネットワーク

○女性が起業に興味を持ち、実現に至るまでのサポート体制として、**女性起業家等支援ネットワーク（仮称）を構築**。
○各種支援制度（無担保・無保証融資制度、創業スクール、創業・第二創業促進補助金等）のより一層の有効活用にも寄与。

【女性起業家等支援ネットワーク（仮称）】

○女性の起業支援のため、**多様な支援者・機関**（※）が相互に連携し、ワンストップで支援するネットワークを構築。
※地方自治体、金融機関、投資機関、産業・創業支援機関、創業経験者、　地域中核企業、地域経済産業局等を想定

○各機関では、**女性向け相談窓口を設置**し、女性起業家（予備軍を含む）を**相互に紹介しあうなど、連携して支援**。

＜ネットワークのイメージ＞

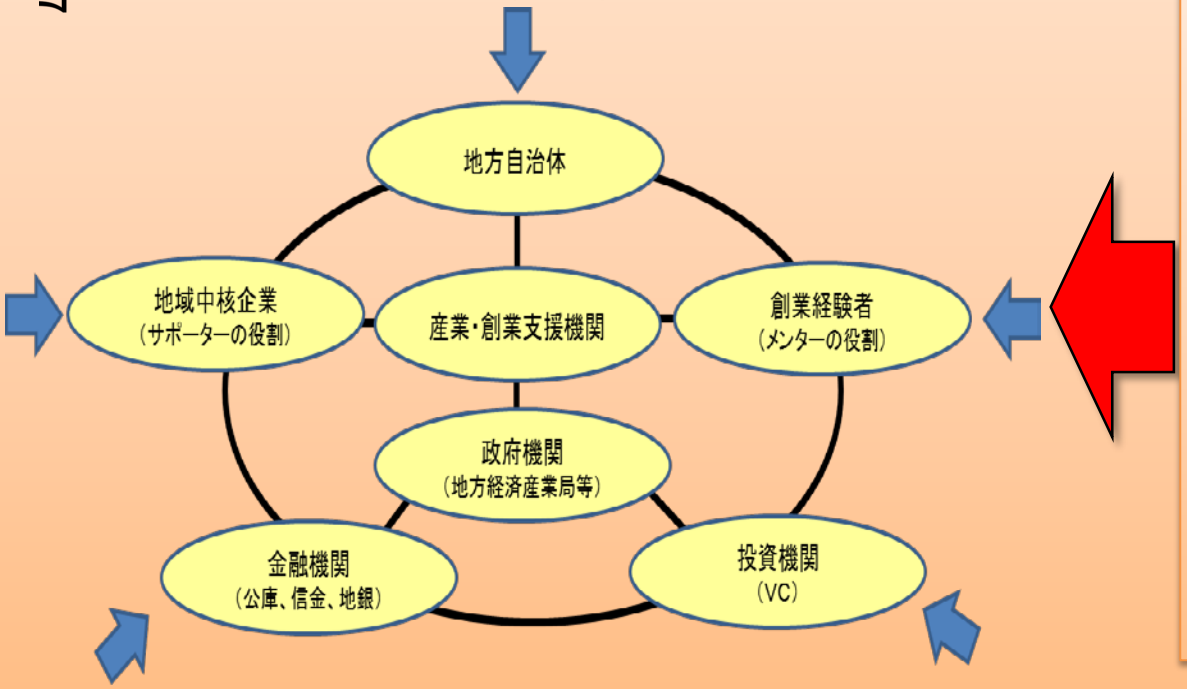

【各種支援制度】

○日本政策金融公庫による**女性向け小口の無担保・無保証創業融資**を実施。
地銀との女性向け協調融資も開始。

○起業に向けたノウハウを学ぶ**創業スクール**で**女性向けコース**を実施。

○**創業・第二創業促進補助金**の選定に当たって、**女性による取組について優遇**。

【別添２　記入様式】

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	3. 女性活躍のための環境整備
中項目	**(4)地域社会における女性の活躍推進**
小項目	地方から都市部への人口流出は、特に若年女性に顕著であることから、国と地方が一体となった地方創生に当たっては、女性の活躍が鍵であることを認識し、地域の実情に応じた働く場の確保や働き方改革の取組を推進する。
該当施策名 （事業名）	「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進
該当施策の背景・目的	地方における安定した雇用を創出すること、また、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえること等を基本目標とする、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が平成 26 年 12 月 27 日に閣議決定され、また、国の「総合戦略」に掲げられた基本目標の達成に向けて作成された政策パッケージ・個別施策について、今後の対応の方向性を取りまとめた「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」が平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定されたところ。これらに基づく施策の推進について、女性活躍の視点も踏まえて行う。
該当施策の政策手段の分類	Ａ 法令・制度改正 Ｂ 税制改正要望 Ｃ 予算 27 年度予算：　　千円 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針：　新規　　拡充　　継続 ※該当するものに○をしてください。 Ｄ 機構定員要求 (Ｅ)その他（具体的に：特になし　　）
該当施策概要	「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」に盛り込まれた、地域における働き方改革や質の高い雇用の創出に向けた、各種の取組を推進する。
問い合わせ先 部局課	まち・ひと・しごと創生本部事務局

【別添２　記入様式】

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	３．女性活躍のための環境整備
中項目	（４）地域社会における女性の活躍推進
小項目	③地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、女性活躍推進法案の成立も受け、女性の様々な活躍のステージに応じ、適切な助言や情報提供を行い、関係機関・団体と連携して課題解決を目指す総合的な支援体制の整備を含め、地域の実情に応じた地方公共団体の取組を支援する。
該当施策名 （事業名）	地域女性活躍推進交付金
該当施策の背景・目的	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（可決・成立した場合。以下「女性活躍推進法」という）に基づき、地方公共団体における女性の活躍推進に関する施策を確実に実施することにより、地域における働く場面での女性の活躍を迅速かつ重点的に推進する。
該当施策の政策手段の分類	Ａ 法令・制度改正 Ｂ 税制改正要望 Ｃ 予算 26 年度補正予算：400,000 千円 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針：新規　拡充　継続 ※該当するものに○をしてください。 Ｄ 機構定員要求 Ｅ その他（具体的に：　　）
該当施策概要	多様な主体による連携体制の構築の下、女性活躍推進のためのワンストップ支援体制の整備など、住民に身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援する。 （交付対象）地方公共団体 （補 助 率）１０分の８ （交付上限）都道府県　１，６００万円 政令指定都市　８００万円 市区町村　４００万円 （交付要件）女性活躍推進法（可決・成立した場合）第６条における都道府県推進計画・市町村推進計画をすでに策定、又は、策定を予定していること ※定量的な成果目標を設定。
問い合わせ先 部局課	内閣府 男女共同参画局総務課

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案の概要

豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要である。
そのため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進する。

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）。
- 地方公共団体（都道府県、市町村）は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）。

事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施（労働者が300人以下の民間事業主については努力義務）。

  - 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
    【参考】状況把握する事項：　①女性採用比率　②勤続年数男女差
    ③労働時間の状況　④女性管理職比率　等
  - 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等
  - 女性の活躍に関する情報の公表（省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表）

- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする（任意）。

その他

- 原則、公布日施行（事業主行動計画の策定については、平成28年４月１日施行）。
- 10年間の時限立法。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（抜粋）

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（都道府県推進計画等）

第六条　都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

２　市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

３　都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（職業指導等の措置等）

第十八条　国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

３　地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

４　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第十九条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（啓発活動）

第二十一条　国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（協議会）

第二十三条　当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

２　協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

３　協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一　一般事業主の団体又はその連合団体

二　学識経験者

三　その他当該関係機関が必要と認める者

４　協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

５　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

【別添２　記入様式】

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	３．女性活躍のための環境整備
中項目	（４）地域社会における女性の活躍推進
小項目	④育児･介護等の経験を生かした地域活動への参画やコミュニティビジネスの立ち上げなど、女性が中心となって地域の課題を解決する活動のモデル的な取組を実施･普及する。
該当施策名 （事業名）	地域における女性活躍推進モデル事業
該当施策の背景・目的	女性の活躍は働く場面だけに限られないことから、潜在化している女性の能力を最大限発揮できるようにするため、育児・介護等の経験を生かした地域活動等、女性が中心となって地域の課題を解決する活動のモデル的な取組を実施し、他地域への横展開を図る。
該当施策の政策手段の分類	Ａ 法令・制度改正 Ｂ 税制改正要望 Ｃ 予算 27 年度予算：22,714 千円 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針：　新規　　拡充　継続 ※該当するものに〇をしてください。 Ｄ 機構定員要求 Ｅ その他（具体的に：　　）
該当施策概要	地域の実情に合わせた女性の活躍促進に向けた先進的な取組を試行的に実践し、検証することで、その効果や課題を明らかにし、事業成果を広く共有することにより、モデル的な取組の他地域への横展開を図る。 具体的には、育児・介護等の経験を生かした地域活動への参画やコミュニティビジネス・ＮＰＯ等の立ち上げ等、女性の活躍促進に資する先進的な事業のうち、他の地域に横展開することが可能なノウハウの構築を目指した取組を実施する。 （取組例） ・ 先導的な発想や手法等を活用して、女性の活躍により、当該地域の課題（子育て、介護・福祉、地域防災、産業振興、観光資源の開発、男性の家事参加等）を解決する取組 ・ 当該地域における生活に困難を抱える女性（母子家庭の母、若年無業女性、ＤＶ被害者等）を支援する取組 （実施予定数） 全国で６箇所程度 ※個々の採択事業及び事業全体について定量的な成果目標を設定。
問い合わせ先 部局課	内閣府 男女共同参画局総務課

【別添２　記入様式】

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	３．女性活躍のための環境整備
中項目	（４）地域社会における女性の活躍推進
小項目	④　育児･介護等の経験を生かした地域活動への参画やコミュニティビジネスの立ち上げなど､女性が中心となって地域の課題を解決する活動のモデル的な取組を実施・普及する。 　また、地域の環境保全分野における女性の活躍について表彰し、事例の共有を図る。
該当施策名 （事業名）	グッドライフアワード（持続可能な社会のためのグッドライフ総合推進事業）
該当施策の背景・目的	我が国は、持続可能性を脅かす「環境面」と「社会面」の課題に直面（温暖化、自然破壊、少子高齢化、女性参画、地域創生等）している。 　このため、持続可能な社会の実現に向けて、これらの課題を解決する環境と社会に良い暮らし（＝「エコでソーシャルな活動」）を表彰・普及する「グッドライフアワード」を実施している。
該当施策の政策手段の分類	Ａ 法令・制度改正 Ｂ 税制改正要望 Ⓒ予算 　　27 年度予算：２０，８０３千円 Ｄ 機構定員要求 Ｅ その他（具体的に：　　）
該当施策概要	グッドライフアワードは、環境と社会に良い暮らし（＝「エコでソーシャルな活動」）を表彰・普及するものである（平成２５年度に創設）。 　過去の環境大臣賞の受賞者（毎年１０件）のうち、女性が代表を務める団体が約半数を占めており、女性が活躍する取組を表彰するとともに、環境活動のグッドプラクティスとして広く社会に情報提供を行っている。 　今後とも､持続可能な社会の実現に向けて環境と社会に良い暮らしを普及する観点から､「環境と女性参画」の観点に着目した特別賞の創設など、環境活動における女性の参画･活躍を推進していくための取組の充実に努める。 　なお、実行委員として、出産・育児分野の専門家も参加している。
問い合わせ先 　部局課	環境省 　総合環境政策局環境計画課 p